山形市戸籍情報システム及び戸籍附票システム標準化対応業務に係る公募型プロポーザル実施要領

# １　目的

本要領は、山形市戸籍情報システム及び戸籍附票システム標準化対応業務について、公募型のプロポーザル方式により、受託候補者となる最優秀者提案者及び時点候補者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

# ２　提案を募集する業務の概要

⑴　業務の名称

山形市戸籍情報システム及び戸籍附票システム標準化対応業務（以下「本業務」という。）

⑵　業務の内容

「山形市戸籍情報システム及び戸籍附票システム標準化対応業務仕様書」のとおり。

⑶　業務委託期間及び本格稼働開始予定日

　業務委託期間：契約締結日から令和８年２月２３日（月）まで

　稼働開始予定日：令和８年２月２４日(火)

⑷　契約の方法

　　本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）で決定した候補者（最優秀提案とされた内容について山形市（以下「本市」という。）と合意に至った場合に限る。）と本市との協議の上、随意契約とする。

　　なお、システム利用及び運用保守に関する契約は、本業務の受託者と別途協議するものとする。

⑸　提案上限額

２５６，７１０，０００円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

　内訳：令和６年度　　６４，６５１，０００円以内

　　　　令和７年度　１９２，０５９，０００円以内

※１　本業務完了までに要する全ての経費総額とする（運用保守費用は除く）。

※２　ガバメントクラウドに接続するための回線費用、ガバメントクラウド運用管理補助者業務に係る費用は含まない。

※３　現行システムからのデータ抽出費用は含まない。

※４　この金額は提案内容の規模を示すものであって、本業務に係る見積書の提出の際は、この金額を超えてはならない。

⑹　支払方法

　各年度（市の会計年度をいう。）１回払いとする。

# ３　スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 日程・期限等 | 備考 |
| 公募開始 | 令和６年１０月１１日（金） | ７　参加申込及び参加要件適格確認 |
| 質問締切日 | 令和６年１０月１８日（金） | ６　質問要領 |
| 質問回答期限 | 令和６年１０月２３日（水） | ６　質問要領 |
| 参加申込書の提出期限 | 令和６年１０月２５日（金） | ７　参加申込及び参加要件適格確認 |
| 企画提案書の提出期限 | 令和６年１１月６日（水） | ８　企画提案書等の提出 |
| 企画提案書等の１次審査 | 令和６年１１月１１日（月） | ９　書類審査（一次審査） |
| プレゼンテーション審査会 | 令和６年１１月１４日（木） | 10　プレゼンテーション実施要領 |
| 審査結果通知 | 令和６年１１月中旬頃 | 11　審査・評価 |
| 業務仕様書の最終調整 | 令和６年１１月下旬頃 | 12　本契約 |
| 契約締結 | 令和６年１２月上旬頃 | 12　本契約 |

# ４　事務局

　山形市市民生活部市民課　戸籍係

　　住所：〒990-8540　山形市旅篭町二丁目3番25号

　　電話：023－641-1212　FAX:023-624-8411

　　e-mail：shimin@city.yamagata-yamagata.lg.jp

# ５　参加資格要件

⑴　参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本業務に参画する意欲があり、業務の内容についての十分な知識等を備え、提案書提出時において次の要件を全て満たすこと。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ 山形市契約規則（昭和３９年山形市規則第１８号）第２５条第２項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ　本業務に係る提案書提出の前日までに、山形市物品及び業務委託等競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　会社更生法(平成１４年法律第１５４号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ　会社法（平成１７年法律第８６号）の精算開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）の破産手続開始の申立てがなされていないこと。

カ　山形市暴力団排除条例（平成２３年市条例第２５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

キ　山形市税の滞納がないこと。

ク　ＩＳＭＳ適合性評価制度又はプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。

ケ　過去５年間に本市と同規模以上の市に対して戸籍情報システム及び戸籍附票システムの構築（法改正によるシステムの改修を含む。）を行った実績を有すること。

⑵　共同提案で参加する場合

複数の事業者が共同提案で本プロポーザルに参加しようとする場合は、共同提案の代表事業者、及び代表事業者以外の事業者（以下「共同事業者」という。）の全てが上記アからキまでの要件を全て満たしており、かつ少なくとも主として構築を実施する事業者がク及びケを満たすこと。なお、共同提案で参加する者は、単独の提案又は他の共同提案に参加することができない。

共同提案を行う場合には、代表事業者は本プロポーザルに参加するに当たっての全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ者であること、及び共同事業者にあっては代表事業者へ本プロポーザルに関する応募、契約締結に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同参加事業者構成表明書」を参加申込みの時点で提出すること。

⑶　参加資格の喪失

本プロポーザルに参加表明した者が次のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

ア　本プロポーザルにおいて提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。

イ　本プロポーザルの期間中に⑴に掲げる要件に該当しなくなったとき。

⑷　提案システム要件

提案するシステムのうち国が示す標準仕様書に準拠する必要があるシステムは、デジタル庁が実施する適合確認試験に合格したものであること、又は２０２５年度末までに合格する見込みであること。（書類審査時点において適合確認試験に合格していない場合は、実装必須機能全てが実装され、かつ実装不可能機能全てが実装されていないことをもって合格する見込みであるものとみなす）

# ６　質問要領

⑴　質問方法

　　　本プロポーザルに関し質問がある場合は、質問書（様式第８号）により電子メールにて「４　事務局」記載のｅ-mailアドレス宛に提出すること。

　⑵　質問受付期間

　　　令和６年１０月１１日（金）から令和６年１０月１８日（金）午後５時まで

　⑶　回答方法

　　　原則、各回答日時点で参加申込又は問合せのある全てのものに対して電子メールで回答するが、質問又は回答の内容が公開することにより質問者の不利益となると判断したものについては、質問者のみに回答する。

　⑷　本市の質問回答期限

　　　令和６年１０月２３日（水）

# ７　参加申込及び参加要件適格確認

1. 申込期間　　令和６年１０月１１日（金）から令和６年１０月２５日（金）午後５時まで

　⑵　申込方法　　提出書類を郵送（締切日必着）または、持参（持参する場合は、土日、祝日を除

　　　　　　　　く午前９時～午後５時まで）

　⑶　提出書類　　①　参加申込書（様式第１号）

　　　　　　　　　②　誓約書（様式第２号）

　　　　　　　　　③　秘密保持誓約書（様式第３号）

　　　　　　　　　④　事業者概要調書（様式第４号）

　　　　　　　　　⑤　業務（導入）実績調書（様式第５号）

　　　　　　　　　⑥　情報セキュリティ管理体制を証明する書類の写し

　　　　　　　　　　　※ＩＳＭＳ適合性評価制度認証又はプライバシーマーク認定証など

　　　　　　　　　⑦　参加事業者の事業内容のわかるパンフレット等

　⑷　提出部数　　各1部

　⑸　提 出 先　　　山形市市民生活部市民課　戸籍係

　　　　　　　　　　住所：〒990-8540　山形市旅篭町二丁目3番25号

　⑹　参加要件適格確認

上記の７⑶で提出された書類で、参加要件適格が確認された者に対しては、参加要件適格通知書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により通知を行い、本プロポーザルへの参加を認めない。

# ８　企画提案書等の提出

上記「７ 参加申込及び参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

⑴　企画提案書等の作成要領

　「山形市戸籍情報システム及び戸籍附票システム標準化対応業務に係る企画提案書等作成要領」のとおり

⑵　企画提案書等の提出手続き

　企画提案に必要な提出書類は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類等 | 様式 | 部数 |
| ①企画提案書（運用・保守業務含む） | 第６号 | 正本１部、副本１０部 |
| ②システム構成図 | 様式任意 | 正本１部 |
| ③クラウドサービス概要 | 様式任意 |
| ④ネットワーク構成図 | 様式任意 |
| ⑤想定業務体制 | 様式任意 |
| ⑥機能要件書 | 別紙 |
| ⑦見積書（構築費用） | 第７号 |
| ⑧参考見積書（運用保守費用（年額）） | 様式任意 |
| ⑨参考見積書（ガバメントクラウド利用料（月額） | 様式任意 |

※上記のほか電子データをマイクロソフトＯｆｆｉｃｅ形式で提出すること。

⑶　提出期限　令和６年１１月６日（水）午後５時

⑷　提出方法

上記提出期限までに「４　事務局」に記載の場所まで直接持参又は郵送（特定記録郵便等）で提出すること。直接持参の場合は、開庁日（土日、祝祭日等の休日を除く。）午前９時から午後５時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限る。

なお、提出後（事務局受付後）の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

# ９　書類審査（一次審査）

提出された企画提案書、機能要件書及び見積書について、書類審査を実施する。書類審査は、別に定める「山形市戸籍情報システム及び戸籍附票システム標準化対応業務に係る企画提案評価基準表（以下「評価基準表」という。）」に基づき行う。

⑴　機能要件書の評価

評価対象となる全ての提案を対象に実施する。機能要件への対応状況に応じて事務局において採点する。

⑵　見積書の評価

評価対象となる全ての提案を対象に実施する。見積金額に応じて事務局において採点する。また、参考見積についても評価対象とする。なお、提案上限額を超える場合は審査の対象外とし、プレゼンテーション審査に参加することはできない。

⑶　企画提案書の評価

評価対象となる企画提案が５提案以上の場合に実施する。評価基準表に基づき、審査委員が行う。企画提案が４提案以下の場合は省略し、すべてを通過提案とする。

評価項目ごとに採点し、評価結果の上位から４提案を書類審査通過提案として選定する。

⑷　審査結果の通知

書類審査の結果は、提案者に対し、評価後速やかに通知する。

# 10　プレゼンテーション実施要領

⑴　プレゼンテーションの概要

　評価基準表の項順に沿って提案内容のプレゼンテーションを行い、11⑴に規定する審査委員会からヒアリングを受けるものとする。

1. 参加対象者

　参加対象者は、書類審査を通過した提案をした者とする。また、参加対象者が１提案の場合でも実施する。

1. 実施日時及び場所

　令和６年１１月１４日（木）　山形市役所８０２会議室（山形市旅篭町二丁目３番２５号）

※各提案者の開始時間については別途メール又は電話等で連絡する。

⑷　実施内容

　企画提案書及び評価基準表のうちプレゼンテーション対象項目について項順・評価観点に則したプレゼンテーションを実施すること。

⑸　タイムスケジュール

提案者による説明（２０分以内）、ヒアリング（１０分以内）

⑹　留意事項

ア　プレゼンテーションは、提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案は認めない。

イ　本業務の認識度を考慮するため、配置予定となっているプロダクトマネージャまたはリーダーが説明を実施すること。

ウ　プレゼンテーションに際して特に資料を作成する場合は、１０部用意し持参すること。

エ　プレゼンテーションに必要な機材は原則、提案者が準備することする。ただし、投影に必要なスクリーン及びプロジェクターは本市で準備する（あらかじめ必要な機材を報告すること）。

オ　プレゼンテーションに要する人員は最大で６名までとする。

カ　ＷＥＢ会議システムを活用したオンラインプレゼンテーションを実施する場合には、事前に事務局まで連絡すること。

# 11　審査・評価

　⑴　審査及び評価の方法

本プロポーザルの評価は、本市職員で構成する「山形市戸籍情報システム及び戸籍附票システム標準化対応業務に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、評価基準表に基づき行う。なお、合計点の最も高い者が２者以上いるときは、企画提案評価点が高い提案者を上位とする。

⑵　受託候補者の選定

⑴の評価の結果、合計点が最も高い提案を最優秀提案とし、審査委員会において受託者候補者とするか判断のうえ選定するものとする。ただし、最優秀提案及び受託候補者の選定後に不測の事態等が生じた場合は、次点の審査・評価を得た提案を最優秀提案及び受託候補者に繰り上げる。

なお、合計点が最も高かった提案者が最低基準点（企画提案書評価点と機能要件点の合計がその満点の６割）に達していない場合は、その理由を審査委員会で審議のうえ、その内容を当該提案者に伝え、後日当該提案者について再審査を行うこととする。

⑶　失格事項等

次に掲げる失格事項等に該当するものがある提案及び提案者は、評価の対象外とし、評価を行わない。

ア　提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合

イ　参加資格要件を欠く場合

ウ　見積価格が提案上限額を超える提案を行った場合

エ　提案書等の部数が不足する場合

オ　提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

カ　公告、実施要領及び提案書提出要件等に記載のある必要事項を満たしていない場合

キ　その他実施要領の規定に違反した場合

⑷　結果の公表

評価結果については、提案者全てに対し、最優秀提案の選定から１週間以内に文書で通知する。併せて、本市公式ホームページに掲載を行う。

# 12　本契約

最優秀提案を基本に全ての内容を市と受託候補者が協議を行い合意の上、仕様を明確化すものとする。したがって、受託候補者の選定をもって提案書に記載された全内容を承認するものではない。

受託候補者は、協議し明確にした仕様の内容に合意が得られなかった場合は、受託候補者としての資格を失う。その場合は、次点の提案者を受託候補者として繰り上げ、交渉する。

明確化した仕様に基づき、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。なお、見積書の金額は、提案の際に提出された見積金額を超えてはならないものとする。ただし、国が示す標準仕様の改定や標準化に対する方針の変更等により、本業務に関わる対応条件や業務範囲に変更が生じた場合で、かつ見積額が本市の予算の範囲内である場合は、この限りではない。

本市と受託候補者は、本プロポーザルで示した業務内容、業務の範囲及び本市が承認した提案内容に基づいて契約を締結し、この締結をもって本契約とする。

# 13　その他

⑴　提案書類提出等にかかる経費（交通費等を含む。）や、プレゼンテーションへの参加にかかる経費など、本プロポーザルへの参加に要する経費は全て提案者の負担とする。

⑵　提出書類は、返却しない。

⑶　本市は、企画提案書の審査・評価の際に提出書類の複製を作成する場合がある。

⑷　本業務の契約は、別途調製する契約をもって行う。

⑸　本市から本プロポーザル及び本業務において知り得た情報について、第三者に漏らし、若しくは本プロポーザル・本業務手続き以外の目的に供し、又は無断で使用することは禁止する。

⑹　評価結果に対する異議は、一切認めない。

⑺　電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含む。）については、本市はいかなる責任を負わない。

⑻　契約対象事業者は、参加申込書（様式第１号）に記載した事業者とする。

⑼　契約締結後であっても、本件事業において契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、又は契約締結事業者の役員等が贈賄等で逮捕され社会的影響が大きいと本市が判断した場合は、契約を解除する場合がある。

⑽　提出された書類について、山形市情報公開条例（平成１０年７月施行）に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報は、非公開とする場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書（任意様式可）で申し出ること。なお、本業務契約前において、受託者決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

⑾　参加申込後に辞退する場合は、プレゼンテーションの前日までに参加辞退届（様式第９号）により、その理由を記して提出すること。